

(1) 禁止地域の許可の基準

第一種低層住居専用地域、都市公園や学校などが禁止地域となります。ただし、個人の住宅の表札や商店などが店に出す広告物等(「自家広告物」)について、一定の基準を満たすものについては、適用除外規定があり、規制の一部又は全部が緩和されます。禁止地域の自家広告物の許可の基準は、以下のとおりです。

なお、禁止地域には原則、「一般広告物」は掲出できません。

規則別表第2の2

区分		許可の基準	
建築物利用 広告物	屋上利用 広告物	表示面積※ ¹	総壁面面積※ ² の1/10以下（木造建築物を利用する場合は10㎡以下） ただし、1/10が10㎡未満のときは10㎡以下
		広告物の 上端の高さ	地上から軒高の5/3以下で、かつ、48m以下 ただし、5/3が12m未満のときは、地上から12m以下（木造建築物を利用 する場合は地上から12m以下）
		その他	壁面から突き出していないこと
	壁面利用 広告物	表示面積※ ¹	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の1/5以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については3/10以下
		広告物の 上端の高さ	軒高以下
		その他	建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示 し、又は設置しない
	突出し 広告物	表示面積	6㎡以下
		広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下
		広告物の 下端の高さ	道路上に突き出す場合は、歩道上にあつては路面から3m以上、車道上にあ つては路面から4.5m以上
		壁面からの 突出し幅	1.2m以下
建築物から 独立した広告物	表示面積※ ¹	10㎡以下	
	広告物の 上端の高さ	地上から10m以下	
	広告物の 下端の高さ	道路上に突き出す場合は、歩道上にあつては路面から3m以上、車道上にあ つては路面から4.5m以上	
	設置個数	自己の住所、事業所等につき4個以下	
広告幕 （つり下げを含む）		広告物の 長さ・幅	15m以下×1.2m以下
広告旗	表示面積※ ³	2㎡以下	
	高さ	3m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと 道路境界線から5m以内に設置する場合は、広告旗（3m以内の範囲に連続 して設置する個数が3以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m以 上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が3以下の場合を除く）	
掛看板		表示面積※ ³	2㎡以下

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積

※2 総壁面面積：広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積

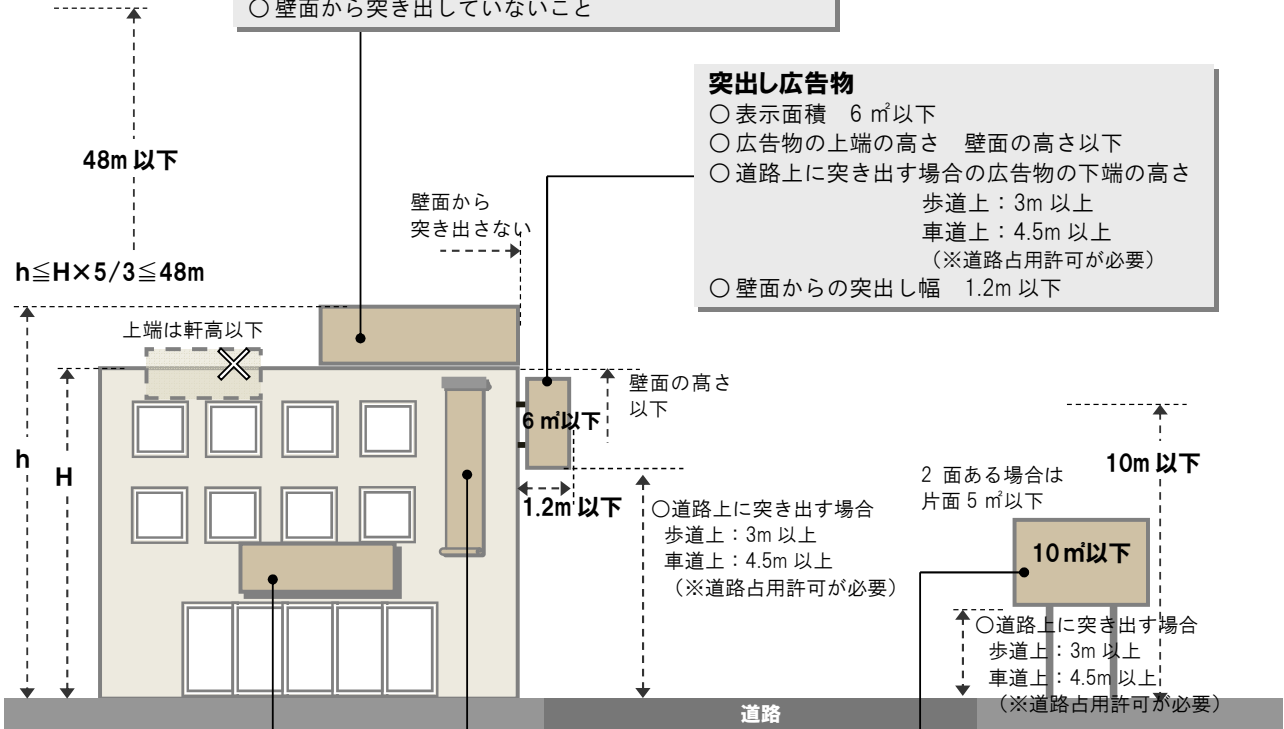
※3 表示面積：広告物を表示する面が2以上あるものにあっては、それぞれ1の面の面積

屋上利用広告物

- 表示面積 総壁面面積の 1/10 以下（木造建築の場合は 10 m² 以下）
- 広告物の上端の高さ 地上から軒高の 5/3 以下で、かつ、48m 以下（木造建築の場合は地上から 12m 以下）
- 壁面から突き出していないこと

突出し広告物

- 表示面積 6 m² 以下
- 広告物の上端の高さ 壁面の高さ以下
- 道路上に突き出す場合の広告物の下端の高さ
歩道上：3m 以上
車道上：4.5m 以上
（※道路占用許可が必要）
- 壁面からの突出し幅 1.2m 以下



壁面利用広告物

- 表示面積 広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の 1/5 以下（近隣商業地域及び商業地域については 3/10 以下）
- 広告物の上端の高さ 軒高以下
- 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない

広告幕

- 長さ・幅 15m 以下 × 1.2m 以下

建築物から独立した広告物

- 表示面積 10 m² 以下
- 広告物の上端の高さ 地上から 10m 以下
- 道路上に突き出す場合の広告物の下端の高さ
歩道上：3m 以上
車道上：4.5m 以上
（※道路占用許可が必要）
- 設置個数 自己の住所、事業所等につき 4 個以下

広告旗

- 表示面積 2 m² 以下
- 高さ 3m 以下

掛看板

- 表示面積 2 m² 以下

2m²以下

道路境界線から 5m 以内に設置する場合

